県 政 経 営 会 議 資 料 令和7年(2025年) 1月14日 子ども若者部子ども家庭支援課

滋賀県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例案 概要資料

1 改正の理由

国の子育て支援対策臨時特例交付金事業のうち、子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備を図るための事業が引き続き実施されることに伴い、基金の設置期限を延長するため、滋賀県子育て支援対策臨時特例基金条例(平成21年滋賀県条例第22号)の一部を改正する。

2 改正の概要

- (1) 基金の設置目的のうち、令和6年度末で終了する事業に係るものを削除する。(第1条関係)
- (2)条例の有効期限を令和12年6月30日まで延長する。(付則関係)

3 施行日

公布の日。ただし、2(1)は、令和7年4月1日から施行する。

滋賀県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

国の子育て支援対策臨時特例交付金事業のうち、子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備を図るための事業が引き続き実施されることに伴い、基金の設置期限を延長するため、滋賀県子育て支援対策臨時特例基金条例(平成 21 年滋賀県条例第 22 号)の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 基金の設置目的のうち、令和6年度末で終了する事業に係るものを削除することとします。(第1条関係)
- (2) 条例の有効期限を令和12年6月30日まで延長することとします。(付則関係)
- (3) この条例は、公布の日から施行することとします。ただし、(1)は、令和7年4月1日 から施行することとします。

滋賀県子育て支援対策臨時特例基金条例新旧対照表

旧	新
(設置)	(設置)
第1条 保育所、幼稚園等の計画的な整備その他子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備を図るため、滋賀県子育て支援対策臨時特例基金(以下「基金」という。)を設置する。	第1条 子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備を図るため、滋賀県子育て支援対策臨時特例基金(以下「基金」という。)を設置する。
第2条~第7条 省略	第2条~第7条 省略
付 則	付 則
1 省略	1 省略
2 この条例は、令和7年6月30日限り、その効力を失う。	2 この条例は、 <u>令和12年6月30日</u> 限り、その効力を失う。

議第 号

滋賀県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例案 上記の議案を提出する。

令和7年 月 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例

滋賀県子育て支援対策臨時特例基金条例(平成21年滋賀県条例第22号)の一部を次のように改正する。

第1条中「保育所、幼稚園等の計画的な整備その他」を削る。

付則第2項中「令和7年6月30日」を「令和12年6月30日」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。